

境港市建設工事の入札に係る設計違算判明時の取扱いについて

このことについて、下記のとおり取扱いを定めましたので、今後は、このことを周知の上、事務を処理していただきますようお願いします。

記

1 設計違算

○設計違算とは、設計図書における「単価の適用誤り」、「数量の誤り」、「費用の計上もれ」、「文言の記述誤り」等により、予定価格に変更が生じる場合を言います。

2 質問

○質問は、従来通り、公告あるいは指名通知に記載してある質問期間中に受け付けます。
○質問期間中は、設計違算についても質問として提出していただいて結構です。

3 疑義申立て

○質問期間終了後、設計違算の疑いが生じた場合は、疑義を申し立てることが出来ます。
○疑義申立ての期限は、開札日翌日の午後4時までとします。
○疑義申立ての方法は、次の通りです。
・疑義申立書（別紙様式）に必要な事項を記載して、建設部管理課に提出してください。
・疑義申立書は、記載の必要な事項が欠落していなければ自己作成でも構いません。
・提出方法は、手渡し、郵送、ファックス、電子メールのいずれでも構いません。
ただし、いずれであっても期限までに届いていることが受理の条件となります。
○疑義申立ての内容を調査し、設計違算の有無を確認します。

4 設計違算が判明した時の取り扱い

（1）公告あるいは指名通知後から開札までに判明した場合

○入札事務を中止し、公告あるいは指名通知をやり直します。
○ただし、次の条件を全て満たす場合は入札事務を続行します。
①設計金額の変更額が、当初設計金額の5%以内かつ100万円以内であること。
（以下「軽微な設計違算」という。）
②違算の修正及び入札参加者への周知が可能で、入札参加者への影響がないと認められること。
③事務日程の延長が必要な場合、日程の延長が行えること。

（2）開札後から契約締結前までに判明した場合

○入札を無効として落札決定を取り消し、公告あるいは指名通知をやり直します。
○ただし、次の条件を全て満たす場合は、入札を有効として事務を進めます。
①落札順位に影響がないと認められること。
②軽微な設計違算であること。

（3）契約締結後に判明した場合

○原則として、契約を解除しない。
○設計違算の程度及び影響規模、当該工事の進捗状況などを勘案して発注者が判断をする。

(様式)

疑義申立書

年 月 日

(宛先)
境 港 市 長

所在地 _____
会社名 _____
代表者 _____
提出者 _____
連絡先 _____

下記の内容について、疑義の申し立てをします。

工事名 _____

疑義の内容

--

*疑義の内容については、設計図書や現場等を照合して違算が疑われる事項に限ります。